## ○都留市不良空家等解体事業費補助金交付要綱

(令和3年3月31日告示第59号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図ることを目的として空家等の解体を実施する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、都留市補助金等交付規則(昭和61年都留市規則第28号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。

(補助対象空家)

- 第3条 補助の対象となる空家等(以下「補助対象空家」という。)は、個人が所有し 市内に存する住宅のうち、住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第2条第4項に 規定する不良住宅であり、次の各号のいずれにも該当するものとして、市長が別 に定める方法により指定したものとする。
  - (1) 公共施設又は周辺に悪影響を及ぼすおそれのある危険な空家等(そのまま放置すれば倒壊等の危険となるおそれがあると認められる空家等)であるもの
  - (2) 床面積の過半以上を居住の用に供するもの
  - (3) 所有権以外の権利が登記されていないもの
  - (4) 公共事業等の補償の対象となっていないもの
  - (5) 都留市空き家バンク利活用事業補助金交付要綱(平成28年都留市告示第7号) に基づく補助金の交付を受けていないもの
  - (6) 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号)第 2 条第 2 項 に規定する特定空家等でないもの
  - (7) 当該空家等に係る固定資産税の滞納がないもの

## (補助対象者)

- 第4条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次 の各号のいずれにも該当する者とする。
  - (1) 次のいずれかに該当する者
    - ア 補助対象空家の所有者
    - イ 補助対象空家の所有者の法定相続人
  - (2) 本人及びその世帯員が都留市暴力団排除条例(平成24年都留市条例第12号) 第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でない 者
  - (3) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない者
  - (4) 市税等を滞納していない者
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、地域住民の生活環境の保全のため必要と認める者を補助対象者とすることができる。

## (補助対象工事)

- 第5条 補助金の交付の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、補助対象者が発注する補助対象空家の解体に係るものであって、建設業法(昭和24年法律第100号)別表第1に定める土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項の登録を受けた施工業者が請け負う工事とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助対象工事としない。
  - (1) 補助金の交付が決定する前に着手した工事
  - (2) 国又は他の地方公共団体等による同様の補助金等の交付を受けようとする工事
  - (3) 補助対象空家の一部のみを解体する工事
  - (4) 舗装の解体工事及び家財の処分並びに立木の伐採及び伐根に係る工事
  - (5) 申請者が自ら行う解体工事
  - (6) その他市長が補助の対象にしないと認める工事

(補助金の額)

- 第6条 補助金の額は、補助対象工事に要する経費の2分の1の額(1,000円未満の 端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)又は次の各号に掲げる区分に 応じ当該各号に定める額のいずれか低い額とする。
  - (1) 市内に本店、支店又は営業所等の拠点を置く者が補助対象工事を請け負う場合 60万円
  - (2) 前号以外の場合 30万円

(補助金の交付申請)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象工事の着手前に、都留市不良空家等解体事業費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。
  - (1) 位置図、配置図及び現況写真
  - (2) 補助対象工事に係る見積書の写し(解体費用等の積算根拠や積算内容が明らなもので、補助対象とならない工事等を含む場合には、その区分を明確に記載したものに限る。)
  - (3) 解体しようとする補助対象空家及びその敷地の不動産登記に係る全部事項証明書(未登記の場合は、固定資産評価証明書。いずれも、3か月以内に発行されたものに限る。)
  - (4) 誓約書(様式第2号)
  - (5) 市税等の納税状況調査に関する同意書(様式第3号)
  - (6) 第5条第1項の規定に該当することを証する書類の写し
  - (7) 次条の規定により事務の手続を第三者に委任する場合には、委任状(様式第 4 号)
  - (8) その他市長が必要と認める書類等

(事務手続の委任)

第8条 申請者は、補助金の申請等に係る事務の手続を第三者に委任することができる。

(補助金の交付決定)

- 第9条 市長は、第7条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助 金の交付の可否を決定したときは、都留市不良空家等解体事業費補助金交付(不交 付)決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。 (変更の承認等)
- 第10条 前条の規定による交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、申請した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都留市不良空家等解体事業費補助金変更申請書(様式第6号)により市長に申し出て、その承認を受けなければならない。
- 2 交付決定者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、速やかに都留市 不良空家等解体事業費補助金交付申請取下書(様式第7号)を市長に提出しなければ ならない。

(補助対象工事の実績報告)

- 第11条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、補助対象工事の完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、都留市不良空家等解体事業費補助金実績報告書(様式第8号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、補助金の交付が決定した日から起算して5月を経過する日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、実績報告書の提出がないときは、補助金の交付申請を取り下げたものとみなす。
  - (1) 補助対象工事に係る領収書の写し(施工業者の押印があるものに限る。)
  - (2) 工事状況写真(着工前及び完了後の写真を含む。)
  - (3) 補助対象工事に伴い生じた廃棄物に係る処分証明書の写し
  - (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査する とともに必要に応じて現地調査を行い、適正と認めるときは、補助金の額を確定 し、都留市不良空家等解体事業費補助金交付額決定通知書(様式第9号)により、交 付決定者に通知するものとする。 (補助金の請求)

第 13 条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようと するときは、都留市不良空家等解体事業費補助金請求書(様式第 10 号)を市長に提 出しなければならない。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに口座振替の方法 により、交付決定者に対して補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

- 第 15 条 市長は、交付決定者が虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けた場合は、都留市不良空家等解体事業費補助金取消通知書(様式第 11 号)により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合 において、既に補助金の全部又は一部が交付されているときは、都留市不良空家 等解体事業費補助金返還命令書(様式第12号)により、期限を定めてその返還を命 ずるものとする。

(跡地の管理)

第16条 この要綱による補助金の交付を受けて補助対象空家を解体した者は、土砂等の流出、雑草の繁茂等により周辺地域の生活環境を阻害しないよう、跡地の適正管理に努めなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付決定された補助金に関する第15条及び第16条の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

様式第1号(第7条関係)

都留市不良空家等解体事業費補助金交付申請書 [別紙参照]

様式第2号(第7条関係)

誓約書

[別紙参照]

様式第3号(第7条関係)

市税等の納税状況調査に関する同意書
[別紙参照]

様式第4号(第7条関係)

委任状

[別紙参照]

様式第5号(第9条関係)

都留市不良空家等解体事業費補助金交付(不交付)決定通知書 [別紙参照]

様式第6号(第10条関係)

都留市不良空家等解体事業費補助金変更申請書
[別紙参照]

様式第7号(第10条関係)

都留市不良空家等解体事業費補助金交付申請取下書 [別紙参照]

様式第8号(第11条関係)

都留市不良空家等解体事業費補助金実績報告書 [別紙参照]

様式第9号(第12条関係)

都留市不良空家等解体事業費補助金交付額決定通知書 [別紙参照]

様式第10号(第13条関係)

都留市不良空家等解体事業費補助金請求書 [別紙参照]

様式第 11 号(第 15 条関係)

都留市不良空家等解体事業費補助金取消通知書 [別紙参照]

様式第 12 号(第 15 条関係)

都留市不良空家等解体事業費補助金返還命令書 [別紙参照]